

重要事項説明書

グループホーム 醍醐の家 ほっこり

当施設は介護保険の指定を受けています。
(指定事業者番号 2670900618号)

契約期間

契約開始日	年	月	日
契約終了日	年	月	日

当施設はご契約者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 運営法人の概要	2
2. 施設の概要	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退居する場合（契約の終了について）	5
7. 身元引受人	6
8. 事故発生時の対応と損害賠償について	7
9. 苦情の受付について	7

1. 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 京都老人福祉協会
- (2) 法人所在地 京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59 番地 60 番地
- (3) 電話番号 075-641-6625
- (4) 代表者氏名 理事長 馬場 協一郎
- (5) 設立年月 昭和 32 年 7 月 8 日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 認知症対応型共同生活介護 平成 14 年 6 月 1 日指定
介護予防認知症対応型共同生活介護 平成 18 年 4 月 1 日指定
(2670900618号)

(2) 施設の目的

本事業所は、社会福祉法人京都老人福祉協会の福祉理念に基づくとともに、介護保険法の理念に沿って、要介護状態であって認知症の状態にある者（著しい精神症状や著しい行動異常があるもの、急性期状態にある者を除く）に対して、介護等の生活援助を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供し、もって認知症高齢者福祉の増進に寄与することを目的としています。

- (3) 施設の名称 グループホーム 醍醐の家 ほっこり

- (4) 施設の所在地 京都市伏見区醍醐南里町 30-1

- (5) 電話番号 075-575-2008
FAX 番号 075-574-2882

- (6) 管理者氏名 上田 真司

(7) 当施設の運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護サービスを提供致します。また、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の地域密着サービス事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。

- (8) 開設年月 平成 14 年 6 月 1 日
- (9) 入所定員 18 名

3. 居室等の概要

- ・ 入居される居室：個室 7. 5 5 平方メートル以上 押入付き
- ・ 収納スペース：居室毎に 1 畳以上
- ・ トイレの場所：2～3 室毎に 1 箇所
- ・ キッチン&浴室：共同生活区域毎に 1 箇所

4. 職員の配置状況

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を満たしています。

管理者	1 名（兼務）
計画作成担当者	2 名（兼務）
介護支援専門員	2 名（兼務）
介護職員	16 名（兼務を含む）
訪問看護職員	1 名（兼務）

〈勤務体制〉

日中は、共同生活区域毎に 3 名以上 夜間は、常時 1 名以上

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の概ね 9 割（通常）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

イ）入浴

- ・ 入浴もしくは清拭を週 2 回以上行います。

ロ）排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

ハ）健康管理

- ・ 嘱託医と連携し健康管理に努めます。

二）その他自立への支援

- ・ 生活のリズムを考え、パブリックスペースで充実した生活が送れるように援助します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1 日あたり）〉 契約書第 7 条参照

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。なお、京都市の場合 地域単価は 1 単位 10.45 円です。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

要支援 2	749 単位
要介護 1	753 単位
要介護 2	788 単位
要介護 3	812 単位
要介護 4	828 単位
要介護 5	845 単位

- * 医療連携体制加算 1日あたり 37 単位 上記単位に加算されます
- * 協力医療機関と情報共有を図る目的で 40 単位/月が加算されます(協力医療機関連携加算)
- * 施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止する目的で 5単位/月が加算される場合があります(高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ)
- * 認知症の行動・心理症状(BPSD)の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するために(i)150単位/月・(ii)120単位/月が加算される場合があります(認知症チームケア推進加算)
- * 医療機関に「退所」された場合 250 単位/回が加算されます(退所時情報提供加算Ⅱ)
- * 新興感染症のパンデミック発生時等に感染した高齢者を施設内で療養を行う場合、240単位/日(5日間)が加算されます(新興感染症等施設療養費240単位/日)
- * 入居後 30 日間は、一定の条件で 1 日あたり 30 単位が初期加算として追加されます。
- * 入院後 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれる場合、一定の条件で 1 日あたり 246 単位/日が加算されます。
- * 夜間の人員体制により、25 単位/日が加算される場合があります(夜間支援体制加算)。
- * 介護保険の 2 号被保険者で、認知症を有する場合、120 単位/日が加算されます。(若年性認知症利用者受入加算)
- * 看取り介護加算 医師より終末期と診断され、事業所での看取りを希望された場合、死亡日以前 31 日以上 45 日以下は 72 単位/日、死亡日以前 4 日以上 30 日以下は 144 単位/日、死亡日以前 2 日又は 3 日 680 単位、死亡日は 1,280 単位/日が加算されます。
- * 生活機能向上を目的に訪問リハビリテーション事業所等と協働して介護計画を作成した場合、200 単位/月が加算されます。
- * 人員及び体制基準により、一日あたり(1)3 単位 または(2)4 単位 のいずれかが加算されます(認知症専門ケア加算)。
- * サービス提供体制強化加算 人員配置により、1 日あたり(1)22 単位 (2)18 単位(3)6 単位 のいずれかが加算されます。
- * 事業所を退居され、居宅で生活をされる場合で、他のサービス事業者についてのご相談や必要なケアマネージャー等に情報を提供した場合に 400 単位が加算されます。
- * 科学的介護推進体制加算として 40 単位/月を算定します。
- * 生産性向上推進体制加算として、(1)100 単位/月もしくは(2)10 単位/月が加算される場合があります。
- #1 介護職員等処遇改善加算として、上記により算定した単位数に 22.8%を乗じた単位が加算されます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

イ) 食事 朝食 390 円 昼食 690 円 夕食 565 円/日(ご入院中は不要です)

- ・食事は、法人の管理栄養士の指導のもと、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮したものを提供します。

(食事時間) 朝食：7：00～ 昼食12：00～ 夕食18：00～

ロ) 専用居室代 (家賃) 80000円/月

トイレ付き居室 (一室のみ) 85000円/月

ハ) 光熱水費および共通経費 700円/日

ニ) 理美容代 実費

ホ) おむつ代 実費

ヘ) 医療費 実費

ト) 死後処置料 10000円

チ) 複写物の交付 1枚につき 10円

- ・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

リ) 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

ヌ) 契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から、現実に居室が明け渡された日までの期間に係る相当分の料金をいただきます。

(利用保証金について)

契約書第7条に定める通り、利用保証金240000円を無利子で事業者に預けていただきます。利用保証金は、契約終了の場合全額返還いたしますが、第7条に定める利用料金の滞納、居室の明け渡しに際しての原状回復に要する費用(畳・壁紙・ふすま等の更新も含む)、その他契約から生じる債務不履行がある場合には、清算に充当した上で残金を返還致します。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、家賃以外は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み

京都銀行 墨染支店 普通預金3902875

名義 社会福祉法人京都老人福祉協会

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。)

また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。)

- | | | | | |
|---|-----------|--------|------|------|
| ① | 協力医療機関 | 米田医院 | 矢野医院 | 武田病院 |
| ② | その他協力医療機関 | 本田歯科医院 | | |

(5) 身体拘束の禁止について

ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。この場合でも契約者の家族に報告し、必要に応じて情報の開示に努めるものとします。

6. 施設を退居する場合（契約の終了について）

(1) ご契約者からの退居の申し出をする場合（契約書第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに文書で届け出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- 運営規定の変更に同意できない場合（第6条第3項）
- 利用料金の変更に同意できない場合（第8条第3項）
- 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合
- 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 自動的に契約解除となる場合（契約書第16条参照）

- ご契約者が死亡した場合
- 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により
- 醍醐の家を閉鎖した場合
- 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 醍醐の家が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ご契約者が、診療所や病院に入院し、相当期間治療等が必要な場合
- ご契約者が他の介護保険施設に入所した場合

(3) 事業者から契約解除をする場合（契約書第18条参照）

- ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ご契約者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよ

う催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合

- ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

7. 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人を求めることがあります。

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身又は、身元引受人が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

（契約書第22条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者または残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することとは可能です。

8. 事故発生時の対応について（契約書 第10条 第13条、第14条参照）

事故発生時は、ご家族に連絡するとともに京都市や保険者と連携しながら、誠意をもって必要な措置を講じます。

当施設において、事業者の責任によりご契約者の生じた損害については、速やかにその損害を補償します。守秘義務（秘密の保持）に違反した場合も同様とします。

緊急時の対応について

ご利用者に対するサービスの提供中に、ご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにご家族、主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、急を要する場合は、事業所の判断により、救急車両を要請するとともに、必要に応じて京都市、保険者へ連絡します。

9. 個人情報の保護

事業所は、ご利用者及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱います。

事業所が取り扱うご利用者及びご家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者のご家族等の個人情報を用いる場合は当該ご家族等の同意をあらかじめ文書により得て行います。

10. 虐待の防止・その他

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催するとともに、その結果につい

て、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報を行います。

1 1. ハラスメント対策

職場における性的または優越的関係を背景とした不適切な言動・行動により職員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化、相談窓口の設置等の必要な措置を講じるものとする。

1 2. 苦情の受付について

当事業所へのご相談等は、以下の専用窓口で受け付けます。

- ① 受付担当者名 上田 真司 電話 075-575-2008
相談解決者名 丸井 和子 電話 075-575-3888
(担当者に変更があった場合は、ご連絡いたします)

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

②その他、当事業所以外に区役所・京都府国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

伏見区役所	保健福祉センター健康長寿推進課	電話 075-611-2278
伏見区 醍醐支所	保健福祉センター健康長寿推進課	電話 075-571-0003
伏見区深草支所	保健福祉センター健康長寿推進課	電話 075-642-3493
国民健康保険団体連合会	介護相談係	電話 075-354-9090
京都府社会福祉協議会	運営適正化委員会	電話 075-252-2152

第三者委員 井上幸夫	電話 075-601-5390
高橋猛	電話 090-4641-0777
田村充子	電話 075-571-4181

第三者評価受審状況

最終受審日…令和7年11月28日

評価機関の名称…特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」

評価結果の開示状況…京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構ホームページにて開示。

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業代表者

住 所 京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59 番地 60 番地

事業代表者名 社会福祉法人京都老人福祉協会 理事長 馬場 協一郎 印

説明者 グループホーム 醍醐の家 ほっこり

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者より重要事項の説明を受けて、認知症対応型共同生活介護サービスの提供と利用料金の支払いや内容について説明を受け、同意し、本書面を受領しました。

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者 住所 _____

氏名 _____ 印

(契約者との関係) _____

個人情報の利用に関する同意書

サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整などに必要な範囲において、契約者及び契約者の家族の個人情報を使用することに同意します。

令和 年 月 日

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者 住所 _____

氏名 _____ 印

(契約者との関係) _____